

○ 委員会傍聴要領

(平成 14 年 9 月 26 日)

改正 {平成 20 年 6 月 30 日
平成 20 年 10 月 6 日
令和 5 年 5 月 31 日}

(趣旨)

第 1 条 この要領は、委員会の傍聴に関し、京都府議会委員会条例（昭和 31 年京都府条例第 54 号。以下「委員会条例」という。）及び京都府議会運営委員会条例（平成 3 年京都府条例第 17 号。以下「議運条例」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「傍聴者」とは、議員及び府政記者以外の者で、委員会条例第 16 条第 1 項（議運条例第 16 条において準用する場合を含む。）の規定による委員長の許可（以下「傍聴許可」という。）を得たものをいう。

(傍聴ができる範囲)

第 3 条 委員会は、次の場合を除き、傍聴ができるものとする。

- (1) 委員会条例第 17 条（議運条例第 16 条において準用する場合を含む。）の規定により、委員会が秘密会の議決をした場合
- (2) 委員長又は副委員長の互選を行う場合
- (3) その他委員長が傍聴を不相当と認めた場合

(傍聴者の定員)

第 4 条 傍聴者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 大会議室 10 名
- (2) 委員会室 各 5 名
- (3) 議会運営委員会室 5 名

(傍聴の申出及び傍聴予定者の決定)

第 5 条 傍聴希望者は、議会棟 1 階受付（以下「受付」という。）

に申し出るものとする。

- 2 傍聴の申出の受付は、委員会開会予定時刻の 30 分前から行うものとする。
- 3 傍聴予定者は、傍聴申出受付順にこれを決定する。ただし、委員会開会予定時刻の 15 分前の時点で、傍聴希望者が各室の定員を上回る場合には、くじにより傍聴予定者を決定する。

(傍聴証の交付、傍聴許可及び有効期限)

第 6 条 傍聴予定者と決定された者は、受付で傍聴証の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証の交付は、1 人 1 枚とする。
- 3 同日に 2 以上の委員会を傍聴しようとする者は、先に交付を受けた傍聴証を返還後、傍聴者が定員に満たない場合に限り、新たな傍聴証の交付を受けることができる。
- 4 前 3 項の規定により、傍聴証の交付を受けた者は、傍聴許可を得た者とみなす。
- 5 傍聴証は、交付当日に限り有効とする。

(傍聴証の携帯、返還)

第 7 条 傍聴者は、傍聴を終えるまでは、常時傍聴証を委員長の指定した係員（以下「係員」という。）から認識できるところに携帯しておかなければならない。

- 2 傍聴者は、傍聴を終えたときは、受付に傍聴証を返還しなければならない。

(係員の指示)

第 8 条 傍聴者は、委員会の審議の妨げとならないよう、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) その他委員長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第10条 傍聴者は、傍聴するときは静粛を旨とし、係員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対し、公然と批評を加え、可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (2) 鉢巻き又はたすきをする等示威的行為をしないこと。
- (3) 帽子、外とう等の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電子音や振動音が鳴らないように設定の上、委員長の認めた資料の閲覧に限り使用すること。
- (7) 写真、映画等の撮影、録音等の行為をしないこと。
- (8) その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第11条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、その者を制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び委員会を傍聴することはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年9月26日から施行する。

(以下省略)